



宿泊補助事業のご案内



和歌山県内当協会契約施設の利用補助券を発行しています。詳細は、当協会ホームページをご覧ください。



社会保険クイズ

社会保険料からの設問です。

次のうち誤っているのはどれでしょうか。番号でお答えください。(複数あります)

- ① 事業主は、毎月の保険料については、被保険者の前月分の保険料を給料から控除(天引き)できる。
- ② 健康保険・厚生年金保険料は各被保険者の標準報酬月額に保険料率を掛けて算出した金額が毎月の保険料額となり、事業主と被保険者が負担する。
- ③ 40歳以上65歳未満の健康保険加入者は、介護保険第2号被保険者となり、40歳の誕生日の月から介護保険料を負担する。
- ④ 賞与を支払った場合は、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同じ保険料率となるので標準報酬月額の等級区分に該当する保険料を納める。

出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤ご感想・ご意見等を記入の上、2019年7月31日(水)までに下記までご応募ください。

正解者多数の場合、抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただきます。当協会が責任をもって廃棄いたします。

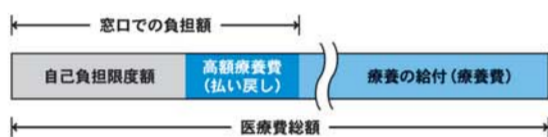
〒640-8319

和歌山市手平2丁目1番2号
和歌山ビッグ愛5階
一般財団法人和歌山県社会保険協会

4月号のクイズの答え

正解は、③、④、⑤でした。

- ・高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。
- ・世帯で複数の方が同じ月に病气やけがをして医療機関で受診した場合や、一人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合は、自己負担額は世帯で合算することができ、合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が払い戻されます。
- ・自己負担額は、医療機関ごとに計算し、同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来にわけて計算します。医療機関から交付された処方箋により調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を処方箋を交付した医療機関に含めて計算します。
- ・自己負担限度額は、年齢および標準報酬月額等により設定されています。
- ・高額療養費として払戻を受けた月数が1年間(直近12ヶ月間)で3月以上あったときは、4回目(4回目)から自己負担限度額がさらに引き下げられます。(多数該当高額療養費)



●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F
(073)426-1555 FAX(073)426-1565
ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>
この広報紙は上記ホームページアドレスでもご覧いただけます。

ほっと便



わかやま



熊野古道

主な内容

- P2 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届のお知らせ
- P3 「限度額適用認定証」があると安心です
- P4 宿泊補助事業のご案内 / 社会保険クイズ



日本年金機構
からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届のお知らせ

届出用紙・ターンアラウンドCD等は6月中旬に発送予定です

【健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について】

事業主は、7月1日現在の被保険者について、その年の4月、5月、6月に支給した報酬について届出を行っていただくことになります。この届出は、毎年1回その年の9月から翌年の8月までの保険料や給付の額の基礎となる標準報酬月額を決める(定時決定)ためのものです。

【届出方法】

① 届出用紙で届出される場合

被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などを印字した届出用紙を6月中旬に各事業所へ送付します。記入して7月1日から7月10日までに提出をお願いします。

② CD等で届出される場合

日本年金機構ホームページにある「届書作成プログラム」をダウンロードし必要事項を入力することにより、電子媒体(CD等)による届出を行うことができます。あらかじめ、電子媒体での届出を登録されている事業所へは、案内文書・算定基礎届届括表等とは別にターンアラウンドCDを送付しますので必要事項を入力して提出してください。

新たにターンアラウンドCDの送付を希望される場合は、年金事務所への登録が必要です。管轄の年金事務所までお申し出ください。

【備考】

届出用紙およびCD等には、5月17日(金)までに日本年金機構の処理が完了した適用関係届書の内容が反映されています。5月20日(月)以降に処理された届書の内容は反映していませんので、届出の際には必要に応じて追加・修正をお願いします。

※届出書等は直接「大阪広域事務センター」へ送付をお願いします!



《届書送付先》(郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます)

〒541-8533
大阪市中央区久太郎町4-1-3
大阪御堂筋ビル
「日本年金機構 大阪広域事務センター」あて

●お問い合わせ先●

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841
和歌山西年金事務所 … 073-447-1660
田辺年金事務所 … 0739-24-0432



全国健康保険協会 和歌山支部
協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/wakayama>
協会けんぽわかやま 検索

医療費が高額になりそうとき…

「限度額適用認定証」があると安心です

入院することになったけど
医療費の支払いが心配…

月々の外来や薬局の
医療費が高額になりそう…

そんなとき
限度額適用認定証を
もっていれば

各医療機関等の窓口で
のお支払いが「自己負担
限度額」までとなり、
窓口負担額が
軽減されます!

例えば、総医療費:100万円、標準報酬月額:28万~50万円(区分ウ)の方、窓口負担:3割の方の場合

限度額適用認定証を利用した場合

病院窓口での支払金額:87,430円

80,100円
+
(総医療費1,000,000円-267,000円)×1%

限度額適用認定証を利用しない場合

病院窓口での支払金額:300,000円

総医療費1,000,000円×3割

窓口で3割支払い、払い戻しを受けるためには、後日、高額療養費の申請が必要です。

- ※ 保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担等は対象外です。
- ※ 同月に入院や複数受診がある場合は、別途「高額療養費」の申請が必要になることがあります。
- ※ 70歳以上の方で一般所得者および現役並み所得者の一部の方は、限度額適用認定証の提示は不要です。(保険証・高齢受給者証のみの提示で済みます。)
- ※ 被保険者の住民税が非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証をご申請ください。

限度額適用認定証の申請から利用の流れ

- ① 「限度額適用認定申請書」を協会けんぽへ郵送
- ② ご自宅へ限度額適用認定証が届く
- ③ 医療機関の窓口で保険証と限度額適用認定証を提示

限度額適用認定申請書は協会けんぽホームページからダウンロードしてご使用いただけます。また、医療機関窓口を設置している場合もありますので、窓口にてご相談ください。

限度額適用認定証のお問い合わせはチャットボットで!

協会けんぽホームページのチャットボットをご利用いただくと、限度額適用認定証の制度や申請方法等についてご確認いただけます。(協会けんぽホームページは「協会けんぽ」で検索)

※チャットボットとは?
人工知能(AI)を活用した自動会話プログラムのことです。インターネット上で入力された質問に自動で回答し、利用者の疑問を解消することができます。

●お問い合わせ先● …… 業務グループ 073-421-3102